

錦州占領：幣原外交の一考察

臼井，勝美

<https://doi.org/10.15017/2338952>

出版情報：史淵. 112, pp.1-17, 1975-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

錦州占領

——幣原外交の一考察——

白井勝美

一

パリにおいて国際連盟理事会が一九三一年十一月十六日再開された。この理事会が九月十八日以来の日本軍の中国東北地方（満州）における軍事行動を解決する最後の機会になることは、日本の芳沢（謙吉）代表らも認識していた。ジュネーブでの十月二十四日の理事会には、日本軍が満鉄付属地へ十一月十六日までに撤退する決議案が提出され、日本のみの反対で否決された。しかし、日本をのぞく十三箇国、全理事国が期限付撤兵決議に賛成したことは、日本の国際的立場が孤立化していることをすくなくとも表徴するものであった。決議案は否決されたとはいえ、列国が日本軍の動向を注視しているとき、関東軍は嫩江鉄道橋梁の修理に藉口して北上し、理事会再開後の十九日、黒龍江省の省政府所在地であるチチハルに突入占領するにいたった。チチハル占領によって、関東軍は瀋陽（奉天）、吉林とともに東三省の全省政府所在地を支配下に置いた。

錦州占領（白井）

参謀本部は、関東軍のチチハル突入を認めしたが、チチハルを北満州支配の根拠地とすることには反対であった。金谷（範三）参謀総長は十一月二十四日「一、既定の方策に準拠し齊々哈爾附近には歩兵一連隊内外を基幹とする兵力を残置し師団司令部以下主力は爾他の情勢を顧慮せず速に之を予て所命の地域に撤収する如く直に之が行動を採るへ

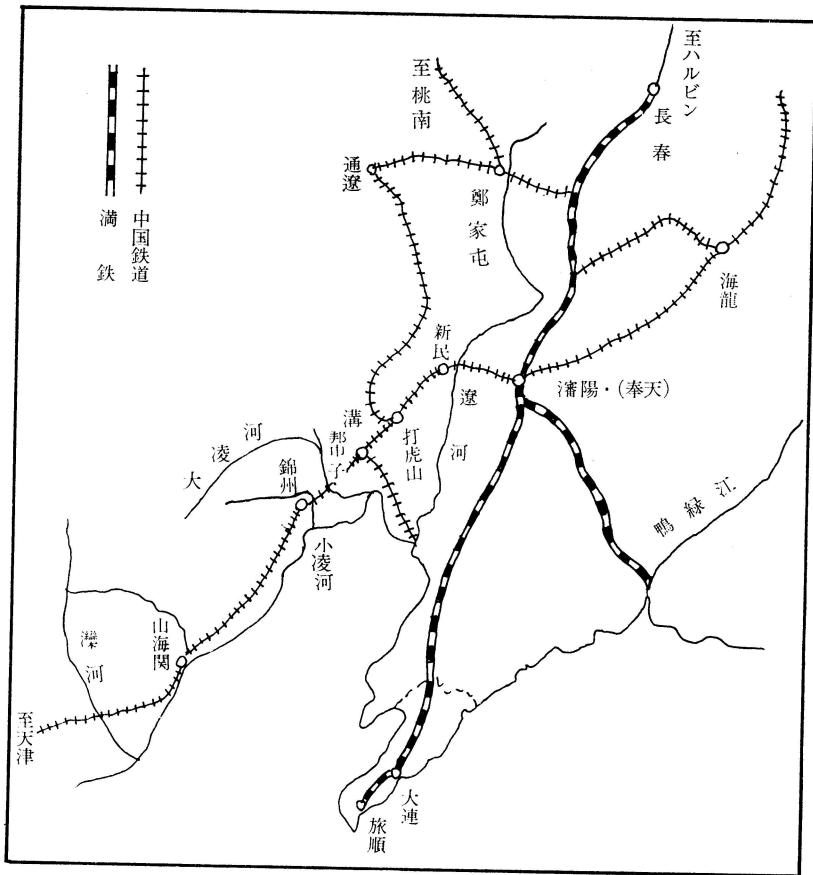
し、二、前項残置する部隊も概ね二週間以内に撤収せしむるを要す⁽¹⁾との命令を関東軍に発した。そして翌二十五日、「国家国軍の信義及国際大局に鑑み貴軍は遅滞なく電一六三号（筆者註前電）指示を服行すへし⁽²⁾」との厳命を發した。この連日の中央からのチチハル撤退の督促電をうけて、関東軍参謀は激昂した。「噫、徒に自己の保身を策し之を陸軍の信義国際大局に藉口せんとする中央当局の意図諒解に苦む⁽³⁾」と片倉（衷）参謀は日誌に誌した。本庄（繁）関東軍司令官も辞職を決意するほど動揺したが、とにかく命令を服行することとして情勢を検討した。

この微妙な情勢下において、十一月二十六日華北天津の日本租界を中心として暴動がおこり、時局は急転回する。天津ではすでに十一月八日、関東軍から派遣された土肥原（賢二）大佐の策謀で暴動が勃発、その機に乗じて溥儀（宣統帝）が営口に脱出したのであるが、二十六日夜も、海安寺の日本兵営付近に便衣の中国人暴徒数十人が現われ、中国保安隊と衝突した。この衝突の流れ弾が兵営内に落ちたことを口実として、日本の天津駐屯軍は戦闘を開始し、機関銃はもとより山砲および十二センチ砲まで使って「相当過度なる応射」（桑島（主計）総領事の報告）をなした。

香椎（浩平）天津軍司令官は翌二十七日午前十時頃王樹常（河北省省長）にたいし、(一) 敵対行為の即時停止、(二) 中国軍隊の列国軍隊駐屯地より二十支里外への撤退の確実なる実行、(三) 武装保安隊の運河以北への撤退、(四) 河北省内軍隊の移動停止、(五) 排日、毎日行為の絶対的取締の五項目を十二時までの期限付で要求した。王樹常省長は、同日午後、要求の根拠がなんらない第三、四項を除き日本側の要求を承諾する旨回答したが、香椎司令官は満足せず、二十八日早曉も、機関銃をまじえたはげしい射撃戦が展開された。事態を憂慮した天津市長張学銘は、二十九日保安隊を自発的に撤退させると日本側に通告し事実上要求第三項をも承諾した。桑島天津総領事の推察では、天津駐屯軍がこの暴動（第二次天津事件）をおこした目的は「事態を拡大し増兵の口実を作ると共に、一部には之に依り中国側正規軍を挑発し之と交戦し一挙に学良切崩の端を作らん⁽⁴⁾」とするものであった。

天津において日中両軍交戦の報は、同日(十一月二十六日)深夜午後十一時関東軍に到達した。二十四日チチハル撤退命令受領後、窮境に立っていた関東軍司令部は、天津暴動を機に新たな軍事行動を展開しようと決意した。石原(莞爾)参謀は片倉とともに三宅(光治)参謀長のもとにいたり、錦州攻撃を敢行しさらに山海関に前進して天津軍の救援を図ることを具申した。本庄司令官もこれを承認し、チチハルには二大隊を残置し、軍主力を錦州攻撃に集結することとなった。つまりチチハル撤退を錦州攻撃実施へと、軍を撤退から転進へと振りかえさせる好機を、天津事件は関東軍に与えたのである。二十六日の本庄日記にも「午後十一時頃支那軍日本租界攻撃の報に接し、直ちに錦州攻撃着手の命令を発す」(傍点筆者)とある。本庄司令官は二十七日午前一時、「軍は支那駐屯軍の危急を救ふ目的を以て錦州附近の敵を撃破し成るべく速に山海関附近に進出せんとす」との命令を発し、まず奉天の独立守備歩兵第二大隊に溝帮子に前進を命じた。第二大隊は午前五時三十分装甲列車を先頭に奉天を出発した。つづいて軍は、新に内地から派遣され、奉天附近に配置された(二十日)ばかりの混成第四旅団(鈴木美通少将)に八時十分以降北寧線(北平—奉天間)によって大凌河の線に進出を命じた。鄭家屯、吉林、長春方面に集結した混成第三十九旅団(嘉村達次郎少将)には奉天への前進を、またチチハル占領の第二師団(多門二郎中将)にたいしては、歩兵二大隊を基幹とする部隊をチチハルに残置して黒龍江省(馬占山)軍を警戒させ、主力は速に奉天に向い転進するよう指示がなされた。パリでの連盟理事会開催中に関東軍は北滿の要衝チチハルについて、張学良政権の南滿における最後の拠点である錦州攻略の実施を計ったのである。

関東軍の遼河以西地域への転進をみた金谷参謀総長は二十七日急遽本庄司令官に「貴軍は新任務を与へられざる限り天津軍救援のため鄭通線(鄭家屯—通遼筆者註)以南及鄭家屯附近以南の遼河以西に独断作戦行動を実行すべからす」と関東軍の独断行動を禁止する命令を発し、この電報は午前十二時関東軍に到着した。ついで午後零時三十分、関東軍に重ねて参謀総長から「一、天津方面に対しては当方に於て之が処置を講じつつあり、二、貴軍の錦州方面に対す



る攻勢動作は別命あるまで之を禁止す、三、軍の先頭部隊(混成第四旅団を含む)は敵に遼河以東に配置せしむるを要す」の命令が到着した。中央がいかに関東軍の錦州攻撃、遼河以西地域への進出を警戒しその行動を遼河以東に限定せしめんとしたかは、この二通の臨參委命電で判明する。参謀本部は、関東軍が天津事件勃発を機に、なんら中央の区署をうけず、ほしいままに錦州方面への攻撃を開始したことにきわめて強い不満をもったのである。

参謀総長の屢次の電報をうけて関東軍は、とりあえず混成第四旅団に、溝帮子附近の要地(已むを得ざれば打虎山附近)

を占領し敵の来攻に備えつつ後命を待つよう指示した。溝帮子も打虎山ももとより遼河以西地域である。かかる関東軍の対応をみた参謀本部はさらに臨參委命第八号で、「当面の状況如何に拘らず既に遼河以西に進出せる部隊を悉く同河以东に配置する如く遲滞なく実行すへし」と指示した(午後五時三十分到着)。参謀本部の関東軍不信の念はきわめて強かった。

石原参謀は、天津軍の状態は関東軍の急援を要する程切迫していないこと、軍の現在の兵力では一挙に錦州を攻略することは困難であること(関東軍は朝鮮軍の増援を予定し、朝鮮軍もふたたび独断増兵の意図をもっていたが中央から差止められた)などの判断のもとに、此の際は一応撤退するのを得策と認めた。午後八時、関東軍は鈴木混成第四旅団長に、巨流河守備隊を残置して爾余の諸隊を奉天に帰還させるよう撤退命令を下した。混成第四旅団が遼河以东に撤退を完了したのは脱線事故などのため二十八日午後十一時頃となった。

参謀本部はとりあえず二十八日、関東軍から一箇大隊約五百名を天津に増援させることを決定し、増援隊(混成第三十九旅団歩兵第七十七連隊第三大隊)は海路十二月一日天津に到着した。このように増援隊の来津が確定し、また二十九日には中国保安隊も河北に撤退したので、日本人居留民で組織された義勇隊も解散し、事件はいちおう落着いた。頻繁な事件の勃発によって生計を脅かされた日本人居留民の間では、暗躍した土肥原大佐および軍にたいする不満が漸次抬頭し、軍の無定見を糾弾しようとする動きもあらわれた。二十六日銀五千円の慰労金を支給された義勇隊のなかにも、軍にたいし怨嗟の声を放つものがある状態となった。しかし、戒厳令下で集会は禁止されており、表面化はしなかったのである。

金谷参謀総長は折しも奉天滞在中の二宮(治重)参謀次長に二十八日電報を発し、本庄軍司令官・三宅参謀長に、関東軍が中央の統制に服する誠意がないことを指摘して「其の猛省を促し奉勅命令と何等差異なき御委任命令に対し寸毫も違反の誹りを受くる如き举措繰り返すことなきを保証せしむべく」と関東軍を厳重に問責するよう指示を与え

た。そして翌二十九日天津の土肥原大佐に召還命令を発したのである。このように十九日のチチハル占領以後、独走する関東軍にたいし、軍中央は連盟理事会開催中の考慮もあって厳しくその行動を制約したのであるが、その間、錦州に中立地域設定の問題をめぐる、さらに紛糾が生じたのである。

二

錦州およびその周辺に中立地帯設置の問題が起こったのは天津事件(第二次)の直前であった。十一月二十三日外交部長代理に就任した顧維鈞は翌二十四日、南京で、フランス、イギリス、アメリカ三国の公使を招き、日本軍は錦州に進撃するようだが、いかなる衝突も避けるため、もし日本が錦州附近の中国軍の山海関への撤退を主張するならば、中国は、日本が警察をふくむ中国の該地域における行政権を保全し、かつその地域に進入しないという満足すべき保証を英、仏、米三国に与えることを条件として、中国軍隊を山海関まで引揚げる用意があると発言した。⁽⁹⁾顧の意図は、このような形での錦州中立化案の可能性について三国政府を打診するにであった。

一方、パリでも中国の連盟代表施肇基は理事会にたいし、日本軍が約束に反し錦州に向け兵力を集中しつつある旨を告げ、理事会が両軍現在の駐屯地の間に中立地帯を設け、英、仏、伊その他中立国の派遣軍をして同地帯を占領させるよう直に必要な措置をとるならば、中国はその兵力を関内に撤退する用意があると二十六日ドラモンド(E. Drummond)事務総長を通じて提案した。⁽¹⁰⁾南京における顧の三国公使への談話と、施の対連盟通告との間には若干の差違があるが、いずれもイギリス、フランス等第三国の強力な保障を条件として、中国軍は日本軍との衝突を回避するため関内へ撤退する用意があるという趣旨である。これは日本軍の錦州占領を阻止するとともに、第三国の実質的な介入を誘導しようとする方策であった。

幣原(喜重郎)外相のもとには、二十六日マルテル(Damien de Martel)仏大使が訪ね、顧維鈞の談話の要旨を

伝えた。幣原は直ちに顧の云う中国軍の関内撤退という構想を利用しようとした。翌二十七日、幣原は、中国がすべての軍隊を錦州およびその周辺から山海関以西に撤退し、錦州・山海関間には行政組織(警察を含む)だけを存置するならば、日本は華北において日本人の生命財産が侵され、天津駐屯日本軍が危殆に瀕するような突発事件がおきないかぎり、中国軍の撤退地域には進入しないとマルテル仏大使に回答した。⁽¹²⁾ここで注目されるのは、幣原の回答には、中国側が撤兵の前提条件として明確にしている第三国によるなんらかの形での保障の問題について、なにも触れられていない点である。このような日本にのみ有利な一方的な解決方策を中国あるいは連盟理事会が承認する筈はなかったが、しかし、幣原は錦州に向っていた関東軍が二十七日夜から二十八日にかけて撤退を開始したという事態をふまえて、積極的に南京国民政府あるいは北平の張学良にたいし中国軍関内撤退の交渉を開始しようとしたのである。

ワシントンでは、日本軍がチチハルから撤退するか、また錦州への進撃を実施するか注目していたが、十一月二十四日、幣原外相はフォーブス (W. C. Forbes) 米大使に、若槻(礼次郎)首相、南(次郎)陸相、金谷参謀総長はいずれも錦州への軍事行動には反対であり、その旨の命令はすでに発せられた、またチチハルに残留する日本軍は死傷者を世話するためでなら政治的重要性をもつものでない等と談話した。⁽¹³⁾ スチムソン (H. L. Stimson) 國務長官はこの幣原のフォーブスへの言明を重視した。

彼は、幣原外相から日本は錦州に軍事行動をおこさないという保証を得たので、中国側に、錦州付近の兵力を山海関以南に撤退させ武力衝突を回避することを勧告するようジョンソン (N. T. Johnson) 公使に指示を与えた。ジョンソン公使は二十六日顧外交部長代理にスチムソンの意図を伝えたが、顧は錦州からの軍隊引揚は世論とくに蒋介石の北上、失地の回復を要求して南京に集中しつつある学生の動向に鑑み困難であると答えた。⁽¹⁴⁾

十一月二十六日、スチムソンは久し振りに静かな夜を夫人とともに迎える筈であったが、不幸にも日本軍が錦州へ

進撃する危険性がたかまりつつあるというパリからの電報が入った。幣原外相のみでなく、南陸相や金谷参謀総長も錦州進撃はしないと確約したばかりなのに錦州攻撃を實行しようとする日本の背信はスチムソンに眠り難い一夜を過ぎさせた。翌二十七日早朝、彼は日本の不誠実を明らかにさせるようフォーブスに指示する電報を起草した。

同日(二十七日)午後、記者会見が行なわれた。日本軍の錦州攻撃開始のニュースに昂奮した記者たちは、スチムソンに質問を浴びせた。スチムソンは、日本の幣原外相から、陸相、参謀総長も一致していると錦州に進撃しないとの保証を得ているので、この報道を信ずることは到底出来ないと言った。記者たちに語った。スチムソンは暴走している日本の陸軍が世論の支持を期待して政府を顛復しようとしているのではないかと憂慮した。夕刻フーパー(H. Hoover)大統領に会ったスチムソンは対日制裁措置の実施について種々の角度から大統領に示唆した。日本は制裁措置によつてきわめて短期間で屈伏すること、日本の軍国主義者は「世論」の制裁などでは苦痛を感じないことなどをスチムソンは告げた。しかし、制裁措置はとらないとしばしば言明していた大統領としては、態度を変えることは困難であつた。夜遅くスチムソンは、錦州へ進撃中の日本軍が停止したとの報道を得て、日本政府が軍への統制力を回復したかと漸く愁眉を開いたのである。⁽¹⁵⁾

二十八日、フォーブス大使が幣原を訪れると、幣原は錦州に対する日本政府の態度は変わって居らず、匪賊討伐のため出動した日本軍は奉天に帰つたと伝えたのち、スチムソンが記者に話した談話の内容が日本新聞に報道され、彼がきわめて窮境にたたされていることをフォーブスに訴えた。つまり新聞報道によれば、スチムソンは幣原がフォーブスに秘密として伝えた、陸相、参謀総長も錦州に進撃しないことに一致しているという事実を発表し、また幣原が滿州における日本軍の行動について遺憾の意を表したとも談話したことによつて、幣原は軍部からきびしい非難、攻撃を受けているというのであつた。

同時に幣原が警戒したのは、二十六日マルテル仏大使から伝えられた顧維鈞の中立地域設定の提議に関し、中国側が、錦州に進撃しないという日本の方針が確定した上スチムソンに伝えられたと判断し、新たな不合理な要求を提出するのではないかという点であった。¹⁷⁾

外務省のスポークスマン(白鳥敏夫情報部長)は同日(二十八日)スチムソンの記者団への談話に関し、無根の事実に基づき日本政府の処置を故意に誣いたるものと痛烈に批判した。白鳥はスチムソンのごとき「責任の地位にある人がかかる常軌を逸脱せる行動に出でたることは外交上由々しき『重大なる結果』を招来する」と最大限の形容を用いて非難した。白鳥は外務省内においても「軍部に近い『革新派』であったが、新聞に報道されたスチムソン談話のどこが彼に刺激的であったか、まず第一に彼は、日本軍が満鉄沿線から離れた都市を攻略するたびに、日本政府は遺憾の意を表し、今後これを繰返さないことを表明したという談話の一節をとりあげ、日本の満州における軍事行動は正義に基づく純然たる自衛権の発動であり、この点に関し遺憾の意を表することなどはあり得ないと反駁した。第二にスチムソンが満州事変について「最初米政府当局は政府の完全なる統制の下に置かれざる軍部が単に狂乱に陥ったものであるとの印象を受けたものであるが……」と日本軍部を狂乱に陥ったと表現したこと、また政府の統制に服していないと判断したことなどにも強い批判を与えたのである。¹⁸⁾

陸軍当局、南陸相などがスチムソン談話にもっとも反撥したのは、自衛権の発動、あるいは統帥権については、国内的にも国外的にも、なにものの干渉も許さないという軍の立場を、幣原、スチムソンが侵したのではないかという点であった。折しも関東軍は参謀本部の厳命に従い錦州への進撃を中止し、奉天に撤退しつつある時であった。杉山(元)陸軍次官が、関東軍に二十八日「米国国務長官が新聞記者にたいし、日本政府ならびに陸軍の行為について外交的慣例を超越するような激越かつ不遜な言辞を弄したが、我が方はその非礼を糾弾する方法を採りつつあると伝え、たとくに「尚満州方面に於ける我が政府の態度等は全然帝国独自の見地に於て行はれるものにして断じて之等

外国の作用を受けあるものにあらす」と發電した⁽¹⁹⁾のは、関東軍への撤退命令がアメリカの干渉によるものとの誤解を生ずることを恐れるためであった。スチムソンに対する批判は、実は幣原外相への非難を内包するものであったことは指摘するまでもない。すなわち、幣原外相を軍機を洩したとして批判され、さらに参謀総長の統帥事項漏洩事件として、金谷参謀総長自体も糾弾の対象となったのである。

幣原外相は同日(二十八日)AP電によるスチムソン談話の内容は信用し得ないと発表し、また翌二十九日フォックス大使に白鳥情報部長の発表は関知するところではなく、またあらゆる意味で自分の見解を代表するものでもないこと積明したが、軍のみならず外務省自体内部の統制が弛緩しつつあったことを、この白鳥情報部長の行動は示すものであった。

三

軍側は錦州方面に中立地域を設定するという問題にどのような反応をみせたか。関東軍は、中国が関内から撤兵するが、錦州方面より山海関までの地域の行政権(警察をふくむ)を維持することに反対であった。「若此政権を南京政府又は旧東北政権若は新平津政権(張学良政権を指す筆者註)に認めしむる見解なる時は、歴史的地理的関係より明確となれる奉天省の一角を分割するの形勢を馴致国軍の企図する最少限の滿蒙新政権の樹立にすら将来の為多大の禍根を貽す恐れ甚大なり」というのが関東軍の反対の理由であった。そもそも中立地帯を設定する必要があるならば、すくなくとも、山海関以西灤河にいたる間を「平津禍乱に際しては之を例外とする条件⁽²¹⁾」で日中直接交渉によって解決する必要があると上申した。

この関東軍の具申にたいする参謀本部の十二月四日の電報は、きわめて特徴ある内容をもっていた。すなわち、錦州・山海関間の中国軍撤退後の行政権は、日本側が育成した新奉天政権に帰属させたいが、今中国軍撤退の交渉条件

としてこれを露骨に提示かつ要求するのは、九箇国条約に抵触する口実を中国側に与え、国際関係上面白くないので、表面の交渉条件としては漠然と単に「奉天省の地方行政機関」という名称を用い、その帰属を表面論議せず、先方がそれをどのように解釈するとも、当方においては関東軍意見のごとく解釈し実行することを得策と認め、此の方針で部外との交渉を纏めるといふのであった。⁽²²⁾これはまったく「偽瞞」と称して差支えない方針であった。

たしかに十二月五日（推定）陸軍と外務省の間に一致した「交渉条件」には、「一、山海関附近長城の線以東の地域には奉天省の県行政機関（地方警察を含む）を執務せしむるに止め……」⁽²³⁾（傍点筆者）と曖昧なる表現を用いてあるが、これに対する軍部の解釈は中国側提案の趣旨はもとより、幣原外相の回答の線とまったく背致するものであったのである。この交渉条件は、同時に中立地域の東部線を小凌河と定め、かつ華北方面で緊急重大な事件が発生した場合、日本軍が小凌河以西の地域を通過する権利を認めさせるなど重要な内容をもっていた。

十一月二十九日、上海から揚子江を溯航して南京に赴いた重光（葵）公使は、十二月二日、顧維鈞外交部長と会談した。重光は顧に、錦州付近に向った日本軍は全部引揚げたが、これは顧維鈞の提案と信ぜられたものを承認した結果であって、この誠意の表示は、中国側になされた意義深いガランティであり、第三者である他国に対しなされるものより遙かに強い意義をもつことを伝え、中国側も誠意を示して速に問題の地点より軍隊を撤退するよう勧告した。翌三日も長時間にわたって重光・顧会談が継続されたが、重光は日本軍の撤退は、時期切迫の際、中国の撤兵を見越し、顧の提案を承認する意志より行なったものであるから、もしこの計画が失敗したならば、日本軍部はまったく欺むかれたとの感を受けるであろうと警告した。⁽²⁴⁾

若干経過を整理してみると、マルテル仏大使の幣原への中立地帯設置に関する提案は二十六日になされ、その日、夜天津暴動が勃発、関東軍は錦州方面への軍事行動を開始した。翌二十七日幣原はマルテル大使に提案の受諾（もちろん中国側提案の趣旨とは大きな誤差があった）を通告し、一方、同日参謀総長からきびしい錦州進撃中止命令が関

東軍に伝えられ、撤退が実行されたのは事実であった。しかし中国側から見れば、日本の中立地帯構想は中国の意図とは第三国による保証という重大な点で一致しておらず、日本軍撤退の責任を中国が負う必要はまったくなかった。しかも最初に顧維鈞が英・仏・米三国公使になした中立地域に関する談話の目的は、各政府の意向を打診するにであったのであり、もし三国による保証が可能な場合は、正式提案をするという趣旨であったのである。

幣原外相は十二月三日、北平の矢野(真)参事官にも張学良との交渉を促進することを命じた。すなわち、錦州及其以西の全軍隊を山海関以西に撤退させ、錦州より山海関にいたる地域にはその地方の県行政機関を執務させるのみとし、中国側がこの撤退を実行すれば、日本軍は緊急重大な事件が発生しないかぎり、小凌河以西には進出しないというのが、幣原の交渉条件であった。四日、矢野参事官は、張学良を訪問、張学良軍の関内撤退を勧告した。しかし学良は、「此の際一方的に貴方が利益のみを得、自分は東三省全部を失うことともならば、貴方よりは敵視せられ、国民よりは国賊扱いを受け自分の立場全然無きに非ずや」と反撥した。²⁸⁾

錦州中立問題がおけると同時に、中国の世論は激化し、ことに各地の学生は一斉に強硬な反対運動を展開した。十一月下旬、上海、蘇州、杭州、無錫、鎮江などから南京に集結した学生は一万に達し、そのほか北平、天津、青島、武漢など遠隔の地からも数百の団体が上京しつつあった。ことに北平の学生団はすでに千余人を上京させたが、さらに約千名の学生が津浦線停車場に集合して、南京への輸送を強要し、汽車の運行を杜絶させていた。これら学生たちは、学生への武器貸与、軍事訓練実施のほか、蒋介石の北上、対日戦布告、張学良に東北の失地回復の命令発出など数項目を国民政府に要求していた。

パリの国際連盟の首脳部にとって、中立地域の一方の境界が山海関になることは明白であった。しかし東部の境界を日本がどこに設定するか強い関心をもっていた。セシル(Cecil)英代表は、松平(恒雄)代表に、十二月三日の理事會に於ても施肇基に日中両軍の衝突を防止するため撤兵を懇願したが、日本は中立地域の東部の境界をどこに設

定するのかと質問した。松平は撤退区域は当事国間の交渉に委すべきだと主張したが、セシルは例えば遼河の線とか大体の線を知ることが強く望んだ。松平の請訓にたいし、幣原外相は六日の訓令で、撤兵区域の東端は小凌河とすることを内示した。小凌河は錦州市を貫流している河で、錦州市街の約三分の二は同河の左岸、三分の一はその右岸にあるので、錦州市の三分の一が中立地帯に入るわけである。芳沢代表は七日ブリアン議長に、撤兵地域の東端を小凌河と定める意嚮を極秘の情報として伝えた。

日本が小凌河を中立地帯の東端としたことに連盟首脳はいたく失望した。ドラモンド事務総長は、杉村(陽太郎)公使に、連盟理事会首脳部が安心して中国側に圧迫を加えて撤兵地域の設定を助成するためには、(a)中立地域の東方境界線を錦州より少なくとも相当距離以東に劃すること(ドラモンドによれば大凌河なら何人も依存がないとのことであった。大凌河は小凌河より東、遼河の西に位置する)(b)日本軍隊の駐屯地は成るべく満鉄沿線に限り、馬賊討伐のため、已むを得ず一時的に西方に進出する場合の外は錦州地方にたいし脅威となるような行動をとらないこと、の二点が必要であると強調した。ブリアンも小凌河の線にはきわめて不満で、マルテル大使を通じ、直接幣原外相に注意を喚起させたのである。

ワシントンでは出淵大使は十二月七日スチュムソンを訪問、中国が日本軍が撤退したら中立地域から撤退すると約束し、日本軍が約束に遵い撤退したのち、背約して撤退を拒否したため、幣原外相の立場が困難となったことを訴え、錦州進撃再開の可能性を示唆した。スチュムソンは、もし日本軍が一時撤退したのちふたたび錦州に向け進撃を始めるならば、アメリカ国民は九月十八日以来の日本軍の全軍事行動は、日本人の生命財産を保護するためではなく、張学良の軍隊を潰滅することを目的としていたと明白に認識するであろうと指摘し、九箇国条約、不戦条約への違反はあきらかであると警告した。出淵が幣原の窮境を訴えたのに対しても、スチュムソンは、自国の領土から、自国の軍隊を撤退させなければならぬ中国の苦悩は幣原とは比較にならないほど重大であると語った。スチュムソンは出淵が、

アメリカが中国軍の撤退実行を中国に勧告することを希望しているのを推察したが、困難としか答えなかった。⁽²⁷⁾
ジョンソン公使も南京から、現在米・英・仏三国が連盟理事会の依頼で中国軍の撤退を勧告するような措置をとるのは、きわめて危険であり、中国の世論が激昂している状況で三国の勧告がなされれば、国民政府に加えられている非難は一転して三国に集中すると警告した。⁽²⁸⁾

小凌河を日本が中立地帯の東部境界線としようとしていることを知ったスチムソンは、「地図によりみるに、錦州は同河の傍に在り、日本側に於て軍事行動を留保し居る地域如何にも広大なるが如し、支那をして錦州、山海関の撤兵を実行せしめたる上、日本に於て此の広大なる地域に於てその裁量に依り自由に軍事行動を行はるるが如きは如何にも無理⁽²⁹⁾」と出淵大使に語り、万一日本軍が錦州を攻略するならば、自分はおはやアメリカの国論を抑えることは不可能だと警告を与えた。

たしかにアメリカに於ける対日世論は急激に悪化しつつあった。十一月二十四日、四十余の平和団体代表者はフーバー大統領に面会を求め満州事変に対するアメリカの立場を明らかにするため、アメリカと日中両国間にかわされた一切の外交文書の公表や、パリに出張し連盟対策に従事しているドーズ (C. G. Dawes) 駐英大使の理事会出席を要求する決議を提出し、また対日経済制裁の実施を主張する声も昂まりつつあった。

連盟理事会やワシントンで、日本の中立地域の東部線が論議されるとき、十二月七日早くも陸軍は事実上関東軍の錦州攻撃を容認する指示を出しているのは、注目される。南陸相は同日、外務省と打ち合せた結果として、本庄 関東軍司令官に、次のような指示を発した。⁽³⁰⁾ 遼西地方では、匪賊や馬賊と、張学良軍との間が声息相通じているので、日本軍が匪賊討伐を実施する時は張学良軍と衝突する虞れが強い、偶々中国側が錦州・山海関の中立地域案を提案したのでこれに同意し、日本は一時匪賊討伐を中止したが、中国側の誠意は日本の期待に副わなかったと経過を述べた上、「而も此間遼河東西一帯の馬賊の活動日に益々熾烈となれるを以て茲に帝国軍は軍自体の安固と在滿帝国臣

民の安全茲滿州の全般的治安維持の為に多大の犠牲を覚悟し已むを得ず之が討伐を実施せざるべからざるに至れり、即ち帝國軍這次の行動は一に支那側の不誠意に基き余儀なくせられたるものにして掃蕩の進むに従ひ万一兵匪馬賊の関連ある支那軍との衝突を惹起し或は日支兩軍相接するに方り不統制なる支那軍の挑発に依り彼我の交戦を誘致するが如き慮なきにあらざるも是素より帝國の好まざる所而も誠に已むを得ざる所なり」と説明した。長文の引用となったが、要するに匪賊討伐が、中国軍(張学良軍)との衝突となり、それが錦州占領と発展しても已むを得ないのであって、日本側の責任ではないというのである。十二月十日、連盟理事会は、滿州のみならず全中国の状況を視察して連盟に報告するための調査団派遣を満場一致で決議し閉会した。その際、芳沢代表は、この決議は日本軍が匪賊、不逞分子に対する必要な行動をとること妨げるものではないという留保を行なった。この匪賊討伐権に関する日本の留保が、関東軍の錦州攻略のための予備工作とみられても已むを得なかつたのである。

連盟理事会の閉会を待つようにして若槻内閣は閣内不一致のため十二月十三日総辞職し、ここにいわゆる幣原外交も文字通り終焉を見たのである。関東軍は錦州攻略の準備を整えた上、二十四日行動をおこし、翌一九三二年一月三日、中国軍がすでに全面的に撤退したあとの錦州を占領し、中国は滿州における最後の拠点を喪失するにいたつた。

四

小稿は、一九三一年十一月下旬より十二月十三日若槻内閣が総辞職し、幣原外交の終焉するまでの期間、とくに日本軍の錦州攻撃を中心にして粗描したものであるが、この間の幣原外相の最大の課題は、連盟理事会による現地中国への調査団派遣問題であった。日本はこの調査団に、単に滿州事変の直接的原因にとどまらず、全中国の現状が、近代国家として国際法の適用を受けるに相応しいか否かを検討させようとした。中国政府の治安維持能力、排外ポイコットの問題等、列国が共通に関心をもっている点に調査を集中させ、中国の現状が、国際連盟規約、九箇国条約等の

適用を受けるのに疑問があるとの結論をひきだし、日本の軍事行動を正当化するに役立たせたいというのが、日本の調査団に対する期待であった。勿論同時に、調査の進行中、それは数箇月かかると予想されたが、国際連盟やアメリカなどの干渉が遠のき、その間に既成事実をさらに確保するという狙いも含まれていた。これらの点については別稿⁽³¹⁾を参照したいが、本稿は錦州問題にかぎって側面から一考察を試みんとしたものである。二、三の点を注目したい。

第一には、白鳥情報部長の行動が示すように外務省内部に幣原外交への不満がある程度醸成されつつあったことである。つまり半年後に、関東軍と積極的に協力した内田（康哉）満鉄総裁を外務大臣（斎藤内閣）として迎える素地が外務省内部にあり、幣原外交の現実適応性について疑問が芽生えつつあったという点である。第二には、幣原外交の存在が次第に外部に対し軍部の軍事行動を弥縫し、あるいは遮蔽するという、幣原の意図とは逆の効果をもち初めてきたという点である。幣原よりもなお国内情勢にうとい出淵駐米大使の果たした役割もまたそれに近かった。出淵が真率であればある程、軍の露骨な行動へのアメリカの干渉を軟化させるといふ効果を出淵の言動はもった。幣原に対するアメリカその他の期待が、軍部の行動の一種の遮蔽幕となつていふ現実もまた無視し難い事実であったのである。

註

- (1)(2) 「満州事変に於ける軍の統帥」 現代史資料「統満州事変」四〇二・四〇四頁。
- (3) 「満州事変機密政略日誌」現代史資料「満州事変」二二七頁。
- (4) 十一月二十五日発、桑島総領事より幣原外相宛 六六四号（外務省文書）。
- (5) 本庄 繁著「本庄日記」四六頁。
- (6)(7) 前掲「統満州事変」四二四頁。
- (8) 同右 四二五頁。
- (9) 前掲「満州事変」二八〇頁。

- (10) Johnson to Stimson, 25 November. Foreign Relations of the United States, 1931, III, 558.
- (11) 外務省条約局第三課「國際連盟に於ける日支事件討議経過調査」第三卷 九一一—九二頁。
- (12) FRUS, 1931, III, 580.
- (13) Forbes to Stimson, 24 November. FRUS, Japan, 1931—1941, 50.
- (14) Johnson to Stimson, 26 November. FRUS, 1931, III, 570.
- (15) Henry L. Stimson Diary, 27 November, 1931.
- (16) Forbes to Stimson, 28 November. FRUS, Japan, 51-53.
- (17) 「東京朝日新聞」昭和六年十一月二十九日。
- (18) 前掲「統滿州事変」四二八頁。
- (19) Forbes to Stimson, 29 November. FRUS, 1931, III, 589-590.
- (20) 前掲「統滿州事変」四二八—四二九頁。
- (21) (22) 同右、四二八—四二九頁。
- (23) 同右、四二九—四三〇頁。
- (24) 十二月三日付 重光公使より幣原外相宛(外務省文書)。
- (25) 十二月四日付 矢野參事官より幣原外相宛。
- (26) 十二月八日付 松平大使より幣原外相宛第四五一号。
- (27) Memorandum by the Secretary of State, 7 December. FRUS, 1931, III, 629-630.
- (28) Johnson to Stimson, 8 December. FRUS, 1931, III, 641-642.
- (29) 十二月十一日付 出淵大使より幣原外相宛。
- (30) 前掲「統滿州事変」四三五—四三六頁。
- (31) 拙著「滿州事変—戦争と外交と—」

The Occupation of Chinchow—A Research on Shidehara Diplomacy